

出産・子育て応援交付金事業 の開始について

広川町では、出産と子育てを応援するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援を行う**伴走型相談支援**と**経済的支援**（出産応援給付金と子育て応援給付金と広川町子どもサポート給付金）として「出産・子育て応援交付金事業」を実施します。

1 伴走型相談支援

全ての妊婦さん・子育て世帯に対し以下を実施します。

- ①妊娠届時・母子健康手帳交付時の面談
- ②妊娠期の電話相談
- ③マタニティcafé（安産教室）への参加
- ④産婦健診後の電話相談
- ⑤乳幼児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）

※①・③・⑤において面談とアンケートを実施します。

2 経済的支援

出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担軽減を図るため、

出産応援給付金（5万円）と**子育て応援給付金（5万円）**

の給付を行います。

また、広川町独自助成分として

『**広川町子どもサポート給付金（5万円）**』を

子育て応援給付金に上乗せします。

※**伴走型相談支援と一体した事業**ですので、**アンケートや面談などに応じただけないと給付できません。**



事業開始について

令和5年1月16日から事業開始予定です！

★事業開始日以降に妊娠届出を提出する予定の方

対象となる方には、妊娠届出をされた際に面談を行い、案内します。

★事業開始日以降に出産予定の方

対象となる方には、妊娠8か月の面談と乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）を実施後、案内をします。

今後も、必要に応じてサービス紹介や相談支援等に繋げ、切れ目のない子育て支援を行っていきます。



お問い合わせは

広川町教育委員会 子ども課 子育て支援係
電話：0943-32-1194（直通）

「出産・子育て応援交付金事業」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに広川町から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに広川町の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。